

～鶴見区民センターから重要なお知らせ～

4月1日申込分より支払・キャンセル方法が変わります

平素より、鶴見区民センターをご利用いただきありがとうございます。
さて、このたび施設の利用にあたり使用日直前のキャンセルを防止し、他の利用希望者の利用機会を広げるため、大阪市区役所附設会館条例及び条例施行規則を改正し、使用料の納付時期と還付基準が規定されます。

ご利用者の皆様におかれましては、下記の改正内容にご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

1. 使用料は納付期限までに納付いただくこととなります(平成29年4月1日申込み分より)

期限内に納付が無い場合、自動的に取消(キャンセル)となり、新たな申込みを受付けます。

申込日から使用日の前日までの期間	使用料の納付期限※
1か月以上	申込日から2週間以内
1週間以上、1ヵ月未満	申込日から1週間以内
1週間未満	使用日まで

※納付期限が休館日の場合は、翌開館日となります。

※附属設備の使用料は使用日にお支払いください。

2. 期間内に使用許可の取消(キャンセル)申出た場合、納付済みの使用料を還付します。

利用室名	使用許可取消(キャンセル)を申し出た日	還付額
ホール	使用日の3か月前の日まで	全額
	使用日の3か月前の翌日から、2か月前の日まで	半額
諸室	使用日の1か月前の日まで	全額

※附属設備のみの還付はできません。

※4月申込分の還付については年度初めの為、5月上旬を予定しています。

(具体例)

例1 お申し込みが4月10日で、ご利用日が8月20日の場合

	申込日 4/10	納付期限 4/23	使用日1ヶ月前 5/20	使用日2ヶ月前 6/20	使用日3ヶ月前 7/20	使用日 8/20
ホール	お支払 期間	全額返金 期間	半額返金期間	返金のない期間	返金のない期間	
諸室			全額返金期間			

例2 お申し込みが4月10日で、ご利用日が5月1日の場合

	申込日 4/10	納付期限 4/16	使用日 5/1
全室	お支払期間		返金のない期間

例3 お申し込みが4月10日で、ご利用日が4月16日の場合

	申込日 4/10	納付期限 4/16
全室	当日のお支払で可	

○制度に関するお問い合わせ先

鶴見区民センター

☎06-6912-3971

鶴見区役所 地域活動支援課

☎06-6915-9166